

計画作成年度	令和7年度
計画主体	清川村

清川村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 建設農林課
所在地 清川村煤ヶ谷 2216 番地
電話番号 046 - 281 - 9436
FAX番号 046 - 288 - 1909
メールアドレス nourin@town.kiyokawa.kanagawa.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アナグマ、タヌキ、ハクビシン、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ヒヨドリ、ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	清川村（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (a)	被害の内容
ニホンザル	野菜類（ナス、キュウリ、ダイコンなど）	42.45	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林産物等の食害 ・ 人への威嚇等による脅威
	イモ類（サツマイモ、ジャガイモなど）	2.00	
	豆類（インゲンなど）	2.00	
	果実類（クリ、カキなど）	6.70	
ニホンジカ	野菜類（ピーマン、ナス、ブロッコリーなど）	4.70	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林産物等の食害 ・ 農地の踏み荒らし被害
	イモ類（ジャガイモなど）	0.01	
	豆類（スナップエンドウ、インゲンなど）	0.50	
イノシシ	お茶	4.00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物等の食害 ・ 農地及び法面等の掘り返しによる農業及び生活被害
	イモ類（ジャガイモ、サツマイモなど）	0.82	
	野菜類（ナス、ラッキョウなど）	3.51	
アナグマ	野菜類（ナス、トマトなど）	0.20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物等の食害 ・ 家屋等侵入による生活被害
ハクビシン		—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋等侵入による生活被害
タヌキ		—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋等侵入による生活被害

ハシブトガラス ハシボソガラス ヒヨドリ	野菜類（ナス、ブロッコリーなど） 果実類（ブルーベリーなど）	1.01 0.50	・農産物等の食害 ・生活ごみの食べ散らかし等の生活被害
ツキノワグマ		—	・人里への出没による脅威

※被害面積は、自家用農作物を含む

（２）被害の傾向

○ニホンザル

本村を主な行動域とする４つの群れがあり、農地や山林、住宅地を移動しながら、年間を通して野菜等の農林産物被害を発生させている。

特に、川弟Ａ群においては、煤ヶ谷地域全域にわたる行動域となっており、農林産物等の被害を多く発生させている。

○ニホンジカ

村内の山間部全域に生息し、住宅地に近い山林にも定着が見られ、年間を通して出没し、農林産物等の食害や踏み荒らし等の被害が発生している。

○イノシシ

村内の山間部全域に生息し、住宅地に近い山林にも定着が見られ、年間を通して出没し、農作物の食害や農地及び法面等の掘り起こし等による被害が発生している。

○アナグマ

村内全域に生息し、農作物被害や住宅地の掘り起こし、家屋等への侵入の被害が発生している。

○ハクビシン

村内全域に生息し、農作物被害や家屋等への侵入の被害が発生している。

○タヌキ

村内全域に生息し、家屋等への侵入の被害が発生している。

○鳥類（カラス・ヒヨドリ）

村内全域に生息しており、農作物被害を発生させている。また、カラスにおいては、ゴミ集積所での生活ごみの食べ散らかし等の生活被害も発生している。

○ツキノワグマ

村内の山間部に生息しており、生息頭数も少ないが、近年は人里周辺での目撃が多くなっている。特に食物に対し執着が高い個体については、長い期間人里に出没するため、出合い頭による人との遭遇により、人的被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和7年度）		目標値（令和10年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
ニホンザル	5.41 a	94 千円	4.86 a	84 千円
ニホンジカ	2.61 a	31 千円	2.34 a	28 千円
イノシシ	0.11 a	1 千円	0.10 a	1 千円
ハクビシン、ア ナグマ等	0.01 a	1 千円	0.01 a	1 千円
鳥 類	0.50 a	1 千円	0.45 a	1 千円

※令和6年度は、ニホンザル等による被害が多かったが、令和7年度は被害防止対策の効果により、農作物被害が減少しているため、現状値を令和7年度とする。また、被害面積等は自家用の農作物を含む。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する 取組	<p>○ニホンザル 神奈川県猟友会清川支部の会員による「ニホンザル追払い隊」を設置し、動物駆逐用煙火、銃器等を使った追払いを実施。 第5次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、神奈川県猟友会清川支部へ交付金を交付し、個体数調整を実施して群れの分裂防止を図る。</p>	<p>○ニホンザル 川弟A群は、煤ヶ谷地区全域が行動域となっており、移動による位置の捕捉が難しくなっている。 宮ヶ瀬湖周辺を行動域としている川弟B群、川弟B1群は、観光客による餌付け行為が見受けられ、人馴れが課題。 鐘ヶ嶽群は、ゴルフ場内での出没が多く、追払い等が難しい。</p>
	<p>○ニホンジカ 第5次神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、神奈川県猟友会清川支部へ交付金を交付し、管理捕獲を実施している。</p>	<p>○ニホンジカ 毎年、管理捕獲により捕獲しているが、農業被害は継続しており、生息数は減少していないと思われる。 道路等での事故死が増加している。</p>
	<p>○イノシシ 第2次神奈川県イノシシ管理計画を踏まえ、神奈川県猟友会清川支部へ交付金を交付し、管理捕獲を実施している。</p>	<p>○イノシシ 農業被害及び農地掘り起し等が急激に増加している。 生息頭数は、増加している。 豚熱に感染した個体がある。</p>

	<p>○ハクビシン、アナグマ、タヌキ等 村及び厚木市農業協同組合により、捕獲器の貸出による有害捕獲の実施。 捕獲された個体は、神奈川県猟友会清川支部へ交付金を交付し、処分を実施。</p>	<p>○ハクビシン、アナグマ、タヌキ等 空き家などが增多することにより、ねぐらや繁殖場所が増加している。</p>
	<p>○カラス等鳥類 農業被害等の情報があった場合は、神奈川県猟友会清川支部により、追払い、駆除を実施。</p>	<p>○カラス等鳥類 生息域は村内全域で、広範囲であるため追払い等が難しい。特にゴルフ場内での出没は、煙火等による追払い等が困難。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>○広域獣害防止柵の設置・管理 既存獣害防止柵（約 21 km）の維持管理及び新設の実施。</p>	<p>○広域獣害防止柵の設置・管理 既存獣害防止柵は、山裾沿いに設置しているため、倒木等による大規模な破損が毎年発生している。また、沢や道路などの開口部からの侵入が見られる。</p>
	<p>○個人防止柵設置補助事業 村内に農地を有する村民を対象に、防護柵（防護ネット、電気柵）設置費用の補助を実施。</p>	<p>○個人防止柵設置補助事業 事業開始当初に設置した防護柵の経年劣化が見受けられる。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>○地域ぐるみによる鳥獣被害防止対策 地域住民が中心となり、かながわ鳥獣被害対策支援センターの支援などを受けて、鳥獣の棲家となるヤブの刈り払い等を実施。</p>	<p>○地域ぐるみによる鳥獣被害防止対策 地域以外の農地所有者の参加が少ない。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>地域住民と行政が協力して被害防止対策を講じることで、鳥獣被害の軽減を目指した体制の整備に取り組む。 以下の「主な事項」の内容に取り組み、鳥獣被害防止及び軽減を図る。</p>
<p>○主な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理捕獲及び有害鳥獣捕獲の実施 ・ 効果的な捕獲方法の実施と研究 ・ 広域獣害防止柵の維持管理 ・ 個人防護柵設置補助の継続 ・ 地域住民の協力による被害防除体制の確立に向けた取組

・有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

神奈川県猟友会清川支部、厚木市農業協同組合等と連携を密にし、効率的な捕獲を目指す。

(2) その他捕獲等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～令和10年度	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アナグマ、タヌキ、ハクビシン、カラス、ヒヨドリ	<p>広域獣害防止柵の維持管理等を行う。</p> <p>ニホンジカ及びイノシシについては、猟友会清川支部により、銃器、箱わな、くくりわなで捕獲を行う。</p> <p>ニホンザルについては、追払い隊（猟友会清川支部会員）による巡視、煙火等による追払いを行うとともに、猟友会清川支部が銃器及び箱わなで捕獲を行う。</p> <p>アナグマやハクビシン、タヌキについては、猟友会清川支部と厚木市農業協同組合が連携し、箱わなで捕獲を行う。</p> <p>ヒヨドリ、カラスなどの鳥類については、神奈川県猟友会清川支部により、煙火等による追払い、銃器による捕獲を行う。</p>
	ツキノワグマ	<p>人里への出没があった場合、煙火等による追払い等を行う。</p> <p>人の日常生活圏に出没している場合は、緊急銃猟による捕獲を検討する。</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

ニホンジカ

毎年度策定する管理事業実施計画により捕獲頭数を設定し、管理捕獲を実施する。

銃器捕獲における捕獲を推進するため、捕獲従事者がライフル銃を所持することを妨げない。

ニホンザル

毎年度策定する管理事業実施計画により群れごと（川第A群、川第B群、川第B1群、鐘ヶ嶽群）に捕獲頭数を設定し、個体数調整を行う。

イノシシ

農林産物被害防止及び人里への出没を軽減するため、有害捕獲を実施する。

銃器捕獲における捕獲を推進するため、捕獲従事者がライフル銃を所持することを妨げない。

アナグマ、タヌキ及びハクビシン等

被害箇所での有害捕獲を実施する。

カラス等の鳥類

出没状況に応じ、有害捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル（注1）	*	*	*
ニホンジカ（注2）	120頭	120頭	120頭
イノシシ	30頭	30頭	30頭
アナグマ	3頭	3頭	3頭
タヌキ	2頭	2頭	2頭
ハクビシン	5頭	5頭	5頭
カラス	20羽	20羽	20羽

（注1）ニホンザルの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンザル管理事業実施計画により、群れごとの捕獲頭数が定められるため、計画に基づき定める。

（注2）ニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定められるため、目安数とする。

捕獲等の取組内容

有害鳥獣については、年間を通して主に山間部及び山林に隣接する農地を中心として、銃器とわな捕獲器による捕獲を実施していく。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
銃器による駆除は主にライフル銃以外の猟銃等を使用し行っているが、依然として鳥獣による農林産物の被害が多いことから、山間部において有効射程距離の長いライフル銃を使用することで、より効果的な捕獲を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
村内全域	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル ニホンジカ イノシシ	地域からの要望 や破損状況により 検討する。	地域からの要望 や破損状況により 検討する。	地域からの要望 や破損状況により 検討する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル ニホンジカ イノシシ	既存獣害防止柵 の巡視及び修繕を 実施する。	既存獣害防止柵 の巡視及び修繕を 実施する。	既存獣害防止柵 の巡視及び修繕を 実施する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

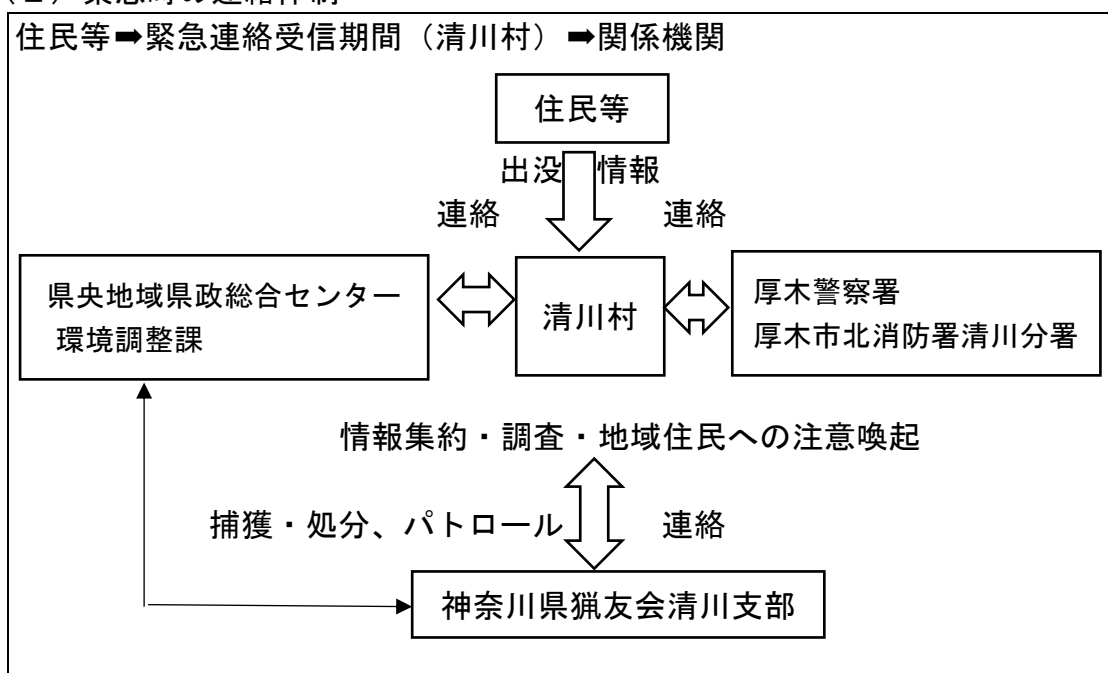
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～令和10年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ アナグマ タヌキ ハクビシン カラス ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収穫残渣や放任果樹の除去指導 ・ 草刈りや藪刈りによる緩衝帯の設置指導、耕作放棄地の解消 ・ 農作物被害調査 ・ 被害防止対策の検討、普及 ・ ニホンザルの追払い

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
清川村	情報の収集、各関係機関との連絡調整 住民等への注意喚起、捕獲許可
神奈川県県央地域県政総合センター環境調整課	情報の共有、捕獲許可
厚木警察署	住民の安全確保
厚木市農業協同組合	農作物被害状況の調査、対象鳥獣の捕獲
神奈川県猟友会清川支部	対象鳥獣の捕獲・処分、監視パトロール
その他関係機関	情報の収集、緊急対応

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- 捕獲した有害鳥獣について
捕獲後速やかに衛生面に配慮し埋設及び焼却処分を基本とするが、捕獲者が有効利用することを妨げない。
- ニホンザルについて
神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、個体の処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 鳥獣の食肉（ジビエ）等について

捕獲方法や食材としての安全性、安定的な供給、流通、販売を含めた事業の採算性等の様々な課題について、広域連携を含め検討を行う。

(2) 処理加工施設の取組

捕獲した鳥獣の有効利用を図るため、民間処理場の活用や新たな処理施設の設置について、広域連携を含め検討を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲した鳥獣の有効利用を図るため、処理した鳥獣の加工者の育成や販路について、広域連携を含め検討を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	清川村野生鳥獣等対策協議会
構成機関の名称	役割
清川村農業委員会	農地の利用における有害鳥獣に係る情報の提供
神奈川県猟友会清川支部	有害鳥獣に係る情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施
厚木市農業協同組合	地域農業者の有害鳥獣に係る情報の提供、被害防止に関する指導、有害鳥獣捕獲の実施
清川村	事務局及び協議会に関する連絡調整、有害鳥獣・被害防止対策に係る情報の提供

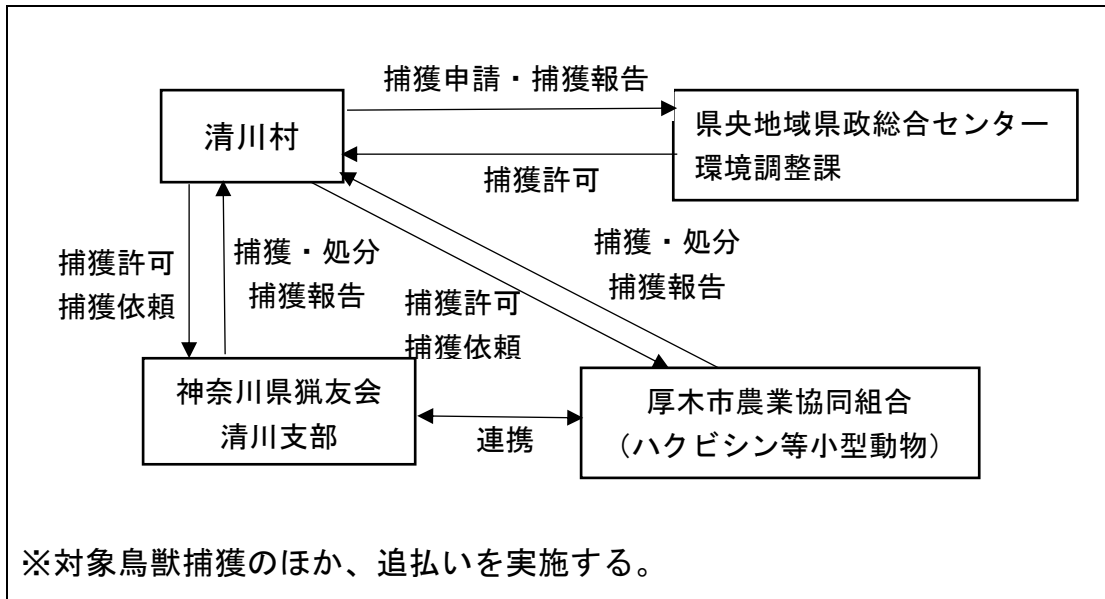
(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
神奈川県県央地域県政総合センター環境調整課	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課平塚駐在事務所 (かながわ鳥獣被害対策支援センター)	対策提案、対策指導、技術支援、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課	被害状況集計、情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

村内における鳥獣による農林業等に係る被害の状況を踏まえ、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するため、神奈川県猟友会清川支部、厚木市農業協同組合により鳥獣被害対策実施隊を設置する。

(4) 鳥獣被害対策実施隊の体制



(5) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害鳥獣による被害の拡大が見られる場合は、協議会の構成機関や関係機関と連携し、構成機関の追加や役割の再検討を行い、体制の強化を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策について、知識等の充実を図るため県等が開催する研修会などに積極的に参加する。
この計画に記載した事項以外については、関係機関と連携し、効果的な方法を検討する。

